

## 3種類の贈与税非課税制度を使いこなす

住宅取得等資金、教育資金、結婚・子育て資金

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第1部でこの制度はどのような場合に利用すべきか「制度→利用局面」の分析を行います。

第1部の6回目は贈与税非課税制度について。住宅取得等資金、教育資金、結婚・子育て資金の3種類の贈与税非課税制度をどう活用していけばよいのでしょうか。

### 1. そもそも親族間の費用負担に贈与税はかかるのか

3種類の贈与税非課税制度を検討する前に、贈与税の基本について整理しておきましょう。

民法では配偶者、直系血族、兄弟姉妹などに相互扶養義務を課しています。このため、扶養義務者相互間において生活費または教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象としていません。

また、親などから子に結婚に際して家具などの新生活に必要な費用を贈与する場合も、通常は贈与税の課税対象となりません。

#### 扶養親族間の贈与と贈与税

	教育費	生活費	住宅取得等資金
必要なときの贈与	原則非課税	原則非課税	<b>原則課税</b> →「住宅取得等資金の非課税制度」を用いれば非課税
前もっての贈与	原則課税 →「教育資金の一括贈与非課税制度」を用いれば非課税	原則課税 →「結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度」を用いれば非課税	原則課税 …「住宅取得等資金の非課税制度」では <b>前もっての贈与は不可</b>

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

ただし、将来の生活費や教育費などに充てるための資金であっても、必要なときに贈与するのではなく、前もって贈与しその資金が預貯金となっている場合や、株式や家屋の購入費用に充てられた場合などについては、原則として贈与税が課税されます。

一方で、非課税制度を利用すれば、直系尊属から直系卑属に教育資金や結婚・子育て資金を前もって贈与しても贈与税を非課税とできます。

なお、住宅取得等資金については、必要なときに贈与する場合であっても、原則として贈与税の課税対象となりますが、住宅取得等資金の非課税制度を利用すれば、直系尊属から直系卑属に贈与し翌年3月15日までにその住宅取得等資金に充てた場合に贈与税を非課税とすることができます。しかし、住宅取得等資金については非課税制度を利用しても「前もって」の贈与はできない点に注意が必要です。

## 2. 3種類の贈与税非課税制度の概要

3種類の贈与税非課税制度の概要は次の通りです。

### 3種類の贈与税非課税制度の概要

	住宅取得等資金の 非課税制度	教育資金の 一括贈与非課税制度	結婚・子育て資金の 一括贈与非課税制度
用途	住宅取得等資金	教育資金 (本人の出生～30歳まで)	結婚・子育て資金 (子の小学校就学前まで)
贈与者	受贈者の直系尊属		
受贈者	20歳以上の直系卑属 (所得制限あり)	30歳未満の直系卑属 (所得制限なし)	20歳以上50歳未満の直系卑属 (所得制限なし)
贈与できる期間	2019年6月30日まで	2019年3月31日まで	
非課税が適用される 贈与の上限金額	時期・住宅の種類等により 異なる (最大3,000万円)	1,500万円	1,000万円
贈与の方法	専用口座は特になし	贈与された資金を 金融機関の専用口座で管理する	
資金用途の確認方法	贈与税の申告書等を期日 内に税務署に提出する	領収書等を期日内に金融機関に提出する	
贈与された資金を 使用できる期間	贈与された年の 翌年の3月15日まで	受贈者が 30歳に達するまで※	受贈者が 50歳に達するまで※
贈与後に贈与者が 死亡した場合	相続財産に持ち戻さない		残額につき相続財産に 持ち戻す

※残額には贈与税が課税される

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

3種類の贈与税非課税制度には、住宅取得等資金、教育資金、結婚・子育て資金とそれぞれ目的が定められています。ここでの「教育資金」は本人の出生から30歳までの教育資金を意味する一方、結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度における「子育て資金」は子の小学校就学前までの子育て資金を意味します。

3種類の贈与税非課税制度はそれぞれの条件を満たしていれば、併用が可能です。

### 3. 住宅取得等資金の贈与税非課税制度

2019年6月30日までに、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受け、一定の条件の下、住宅の新築、中古住宅の取得、増改築等（以下、住宅取得等）を行った場合、一定額まで贈与税を非課税とすることができます。

住宅取得等資金の贈与税が非課税となる贈与の上限金額は、当該住宅取得等の契約の時期、当該住宅の取得につき消費税率10%が適用されるか否か、取得する住宅が一般住宅であるか、耐震・エコ・バリアフリー住宅であるかにより異なります。

#### 非課税で贈与できる住宅取得等資金の上限金額

		住宅取得等の契約の時期				
		2015年1月～ 2015年12月	2016年1月～ 2016年9月	2016年10月～ 2017年9月	2017年10月～ 2018年9月	2018年10月～ 2019年6月
消費税率 10%適用以 外の場合	一般住宅	1,000万円	700万円		500万円	300万円
	耐震・エコ・バリア フリー住宅	1,500万円	1,200万円		1,000万円	800万円
消費税率 10%適用の 場合	一般住宅			2,500万円	1,000万円	700万円
	耐震・エコ・バリア フリー住宅			3,000万円	1,500万円	1,200万円

(注) 受贈者が東日本大震災の被災者の場合は、特例により上限金額が拡大される場合があります。

(出所) 法令をもとに大和総研作成

上限金額は、2016年10月から2017年9月の間に耐震・エコ・バリアフリー住宅の住宅取得等の契約を締結し、消費税率10%が適用される場合に、最大の3,000万円となります。これは、2017年4月に消費税率を8%から10%へ引上げる際に、住宅需要の落ち込みを緩和すべく設けられた、1年間限りのある種の「大盤振る舞い」と言えます。

2017年10月からは非課税で贈与できる金額は最大1,500万円までと一気に半減するため、**相続税・贈与税を意識しなければならない家庭において子や孫が住宅取得を考えているようなケースでは、2016年10月から2017年9月までの贈与を検討すべきでしょう。**

### 4. 教育資金の一括贈与非課税制度

2019年3月31日までに、直系尊属から30歳未満の直系卑属に教育資金の一括贈与を行った場合、1,500万円まで贈与税を非課税とすることができます。

非課税を適用するための贈与の方法としては、信託会社への信託、銀行等への預貯金の預入、証券会社等での有価証券の購入の3種類の方法があり、いずれも金融機関と教育資金管理契約を締結し、資金は特別の口座で管理される必要があります。

受贈者が口座で管理される資金を教育資金に充てたときは、金融機関に領収書を提出する必要がある、金融機関はその金額を記録する。教育資金として認められる費用の範囲は、次のページの図表に示されます。

受贈者が30歳に到達するなどにより教育資金管理契約が終了した際、口座に拠出された資金から金融機関が教育資金に充てたとして記録した金額を差し引いた残額がある場合、その額は贈与税の課税対象となります。

## 5. 結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度

2019年3月31日までに、直系尊属から20歳以上50歳未満の直系卑属に結婚・子育て資金の一括贈与を行った場合、1,000万円まで贈与時に贈与税を非課税とすることができます。非課税を適用するための贈与の方法は教育資金の一括贈与非課税制度と同様、金融機関と結婚・子育て資金管理契約を締結し、資金は特別の口座で管理される必要があります。

受贈者が口座で管理される資金を結婚・子育て資金に充てたときは、金融機関に領収書を提出する必要がある、金融機関はその金額を記録します。結婚・子育て資金として認められる費用の範囲は、次のページの図表に示されます。

受贈者が50歳に到達するなどにより結婚・子育て資金管理契約が終了した際、口座に拠出された資金から金融機関が教育資金などに充てたとして記録した金額を差し引いた残額がある場合、その額は贈与税の課税対象となります。

結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度には、住宅取得等資金の贈与税非課税制度や教育資金の一括贈与非課税制度と異なり、贈与者死亡時の相続税持ち戻しの規定があります。

結婚・子育て資金管理契約が終了する前に贈与者が死亡したときは、相続税の課税対象となります。課税対象となるのは、口座に拠出された資金から結婚・子育て資金支出額を控除した残額です。この残額は、贈与者から相続によって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。相続税の課税が行われた後は、資金用途の制限はなくなります。

**結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度には、贈与者死亡時の相続税持ち戻し規定があるため、相続税負担を軽減する目的でこの制度を利用するのはあまり有効ではありません。相続税負担の軽減を図りたい場合は、他の制度を活用すべきでしょう。**

教育資金、結婚・子育て資金として認められる費用

教育資金	結婚・子育て資金
<p><b>[金額の上限なく金融機関が費用として記録するもの]</b></p> <p>①学校等に直接支払われる入学金、授業料、入園料<sup>(注)</sup>、保育料<sup>(注)</sup>、施設整備費、入学試験料、在学証明料など</p> <p>②学用品の購入費、修学旅行費または学校給食費その他学校における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭(学校に直接支払った場合に限る)</p>	<p><b>[金額の上限なく金融機関が費用として記録するもの]</b></p> <p>①妊娠に関する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊治療に係る費用、妊婦健診に係る費用など</li> <li>(受贈者自身だけでなく受贈者の配偶者に係る費用も含まれる)</li> </ul> <p>②出産に関する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院等に支払った分娩費、入院費など(受贈者自身だけでなく受贈者の配偶者に係る費用も含まれる)</li> <li>・産後ケアに係る費用(1度の出産につき6泊または7回が上限。受贈者自身だけでなく受贈者の配偶者に係る費用も含まれる)</li> </ul> <p>③子育て(小学校就学前)に関する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院等に支払った子(小学校就学前)の医療費、予防接種代など</li> <li>・保育所・幼稚園等の保育料、ベビーシッターの費用など<sup>(注)</sup></li> </ul>
<p><b>[累計 500 万円までに限り金融機関が費用として記録するもの]</b></p> <p>③学校等以外の者に支払われる金銭のうち以下の活動内容の費用(社会通念上相当と認められるものに限る)</p> <p>[活動内容] 学習、スポーツ、文化芸術活動、教養の向上のための活動</p> <p>[費用] 月謝、謝礼、入会金、施設利用料、上記活動で使用する物品の費用のうち、上記の指導を行う者を通じて購入するもの(指導を行う者の名で領収書が出るものに限る)</p> <p>④学用品の購入費、修学旅行費または学校給食費その他学校における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭(業者等を通じて支払ったもので、学生等の全部または大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものに限る)</p>	<p><b>[累計 300 万円までに限り金融機関が費用として記録するもの]</b></p> <p>④結婚に関する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・挙式代、結婚披露宴の会場費など</li> <li>・新居の家賃(最大3年分)、礼金、敷金、引越費用など</li> <li>(結納式、新婚旅行、婚約指輪、結婚指輪などの費用は含まれない)</li> </ul>

(注) 同一の費用に係る領収書等を「教育資金の一括贈与非課税制度」と「結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度」とで重複して金融機関に提出することはできません。

## 6. 「お金に色はない」を意識し制度を活用することも可能

子どもや孫に生前贈与をすること、および親や祖父母から贈与を受けることを考えている場合、3種類の贈与税非課税制度を有効活用できないか検討すべきでしょう。

その際、3種類の贈与税非課税制度には、住宅取得、教育、結婚・子育てとライフイベントに紐づけた特定の目的に合わせた名前が付けられていますが、実際には「お金に色はない」と考えることもできます。

3種類の贈与税非課税制度を使って贈与を行った場合、贈与された資金そのものは用途の制約を受けます。ですが、住宅取得、教育、結婚・子育てなどの費用は、贈与を受けなかったとしてもある程度は必要になるものです。

例えば、もともと結婚式に300万円の自己負担を想定していた人が、結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度により300万円の贈与を受けたとします。

すると、この人は贈与を受けた300万円は結婚式の費用に充てることとなるが、結婚式の費用に充てることを想定していた300万円の自己資金は自由に使えることとなります。

**3種類の贈与税非課税制度は、住宅取得、教育、結婚・子育てなどの制度が利用できるライフイベントがある際に、ライフイベントに充てるべき資金を贈与することで、実質的には「自由に使える資金」を贈与できるという考え方もできます。**

もともと、住宅取得、教育、結婚・子育てというライフイベントは、贈与者にとってその目的のためなら資金を贈与したいという贈与の動機づけになる面も持っています。贈与を受ける側にとってみれば、ライフイベントを契機として、親や祖父母から贈与を引き出すチャンスと捉えるのもよいのかもしれませんが。

2015年からの課税強化により、相続税の課税対象は大幅に拡大されました。将来的に相続税が課税されることが想定される家族においては、3種類の贈与税非課税制度を有効活用しつつ、贈与税・相続税トータルの負担を軽減することができないかを検討するとよいでしょう。

## 7. 贈与税非課税制度は所得税非課税制度ではない

3種類の贈与税非課税制度を利用する際に気を付けたい点としては、これらは贈与税非課税制度であって、運用益の所得税を非課税とする制度ではない点です。

住宅取得等資金の贈与税非課税制度については、贈与された資金はすぐに住宅取得等資金に充てられるのであまり問題になりませんが、教育資金の一括贈与非課税制度や結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度で贈与された資金は、銀行や信託会社などの預貯金や信託商品として運用されることとなります<sup>1</sup>。これらは元本が確保される金融商品であるものの、その金利水準は低水準となっており、利子には所得税が課税されます。教育資金の一括贈与非課税制度や結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度で贈与された資金は専用の口座で管理されますので、NISA口座やジュニアNISA口座に拠出することはできません。

贈与された資金を結婚や子育て、教育資金などに使うまでの間、もう少し高い期待リターン

<sup>1</sup> 法律上は、証券会社が教育資金一括贈与非課税制度や結婚・子育て資金一括贈与非課税制度を取り扱うことは可能ですが、実際には取り扱っている証券会社はほとんどありません。

を想定できる金融商品で運用したい（できれば運用益も非課税としたい）と考える場合は、教育資金の一括贈与非課税制度や結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度を用いるのは得策ではありません。

**贈与された資金をより高い期待リターンが想定される方法で運用したい場合は、教育資金の一括贈与非課税制度や結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度は利用せず、年110万円までの贈与税の基礎控除の範囲で資金の贈与を行った上で、贈与を受けた人がNISAやジュニアNISAで上場株式や株式投信などを購入して運用するという方法が有効と考えられます。**

### 贈与税非課税制度のまとめ

親族間で教育費や生活費を「必要なとき」に負担し合うことには贈与税は原則課税されません。ただし、教育費や生活費に充てるべき資金でも「前もって」贈与すると原則贈与税の課税対象になります。前もっての贈与に対応するために、教育資金の一括贈与非課税制度と結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度が用意されました。

住宅取得等資金については「必要なとき」の贈与でも原則贈与税の課税対象になりますが住宅取得等資金の贈与税非課税制度を利用すれば、非課税での贈与が可能です。非課税とできる贈与額の上限は、2016年10月から2017年9月の間に耐震・エコ・バリアフリー住宅の住宅取得等の契約を締結し、消費税率10%が適用される場合に、最大の3,000万円となります。

3種類の贈与税非課税制度は、住宅取得、教育、結婚・子育てなどの制度が利用できるライフイベントがある際に、ライフイベントに充てるべき資金を贈与することで、実質的には「自由に使える資金」を贈与できるという考え方もできます。将来的に相続税が課税されることが想定される家族においては、3種類の贈与税非課税制度を有効活用しつつ、贈与税・相続税トータルの負担を軽減することができないかを検討するとよいでしょう。

教育資金の一括贈与非課税制度と結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度により贈与された資金は、教育資金や結婚・子育て資金として使われるまでの間、預貯金や元本確保型の信託商品で運用され、利子には所得税も課税されるので高いリターンは期待できません。

贈与された資金をより高い期待リターンが想定される方法で運用したい場合は、教育資金の一括贈与非課税制度や結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度は利用せず、基礎控除の範囲で資金の贈与を行った上で、贈与を受けた人がNISAやジュニアNISAで上場株式や株式投信などを購入して運用するという方法が有効と考えられます。

（次回から、第2部、利用局面→各制度の分析をスタートします）

以上